

第九章 自然人の一時的な移動

第九・一条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「出入国管理に関する文書」とは、一時的な入国を許可する査証、許可書、通行証その他の文書又は電子的な許可証をいう。

(b) 「締約国の自然人」とは、第八・一条（定義）(i)に定義する締約国の自然人をいう。

(c) 「一時的な入国」とは、この章の規定の対象となる締約国の自然人による入国であつて、永続的に居住することを意図しないものをいう。

第九・二条 適用範囲

1 この章の規定は、附属書IV（自然人の一時的な移動に関する特定の約束に係る表）の各締約国の表に定めるところに従い、当該各締約国による措置であつて、物品の貿易、サービスの提供又は投資の遂行に従事する他の締約国の自然人の当該各締約国の領域への一時的な入国に影響を及ぼすものについて適用する。当該他の締約国の自然人には、次の一又は二以上のものを含める。

(a) 商用訪問者

(b) 企業内転勤者

(c) 附属書IV（自然人の一時的な移動に関する特定の約束に係る表）の各締約国の表に掲げるその他の区分

2 この章の規定は、締約国の雇用市場へのアクセスを求める自然人に影響を及ぼす措置及び国籍、市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置については、適用しない。

3 この協定のいかなる規定も、締約国が自国の領域への他の締約国の自然人の入国又は自国の領域における他の締約国の自然人の一時的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、この章の規定に基づいて他の締約国に与えられる利益を無効にし、又は損なうような態様で当該措置を適用しないことを条件とする。

4 締約国が他の締約国の自然人に対し出入国管理に関する文書を取得するよう要求するという事実のみをもって、この章の規定に基づいて当該他の締約国に与えられる利益が無効にされ、又は損なわれていると

はみなさない。

第九・三条 配偶者及び被扶養者

各締約国は、附属書Ⅳ（自然人の一時的な移動に関する特定の約束に係る表）の自国の表において配偶者又は被扶養者に関する約束を行うことができる。

第九・四条 一時的な入国の許可

1 各締約国は、他の締約国の自然人が次の(a)及び(b)の要件を満たす場合には、附属書Ⅳ（自然人の一時的な移動に関する特定の約束に係る表）の自国の表に従い、当該他の締約国の自然人に対し、この章の規定に従って一時的な入国又は一時的な滞在の延長を許可する。

(a) 当該他の締約国の自然人が求める出入国管理に関する文書についての所定の申請手続に従うこと。

(b) 許可を与える締約国への一時的な入国又は許可を与える締約国における一時的な滞在の延長のための全ての関連する資格要件を満たすこと。

2 出入国管理に関する文書の処理に関して締約国が課する手数料については、当該締約国の法令に従い、当該手数料自体がこの章の規定に基づく他の締約国の自然人の移動に対する不当な障害とならないという

点で合理的なものとする。

3 締約国は、1(a)又は(b)の要件を満たさない他の締約国の自然人に対して一時的な入国又は一時的な滞在の延長を拒否することができる。

4 締約国がこの章の規定に従って他の締約国の自然人に対して一時的な入国を許可するという事実のみをもつて、当該他の締約国の自然人が自由職業その他の事業活動に従事するために関係する免許要件その他の要件（義務的な行動規範を含む。）を満たすことを免除するものと解してはならない。

第九・五条 自然人の一時的な移動に関する特定の約束に係る表

各締約国は、第九・二条（適用範囲）の規定の対象となる他の締約国の自然人の自国の領域への一時的な入国及び自国の領域における一時的な滞在に関する約束を附属書IV（自然人の一時的な移動に関する特定の約束に係る表）の自国の表に定める。この表には、当該表に含まれる自然人の各区分について、当該約束を規律する条件及び制限（滞在期間を含む。）を定める。（注）

注 この条の規定の適用上、条件及び制限には、経済上の需要を考慮するとの要件を含む。いずれの締約国も、附属書IV（自然人の一時的な移動に関する特定の約束に係る表）の自国の表に別段の定めがない限り、当該要件を課することができない。

第九・六条 申請の処理

1 締約国は、出入国管理に関する文書の申請を要求する場合には、出入国管理に関する文書の不備のない申請又は出入国管理に関する文書に係る期間の延長についての不備のない申請であつて、第九・二条（適用範囲）の規定の対象となる他の締約国の自然人から受領したものを可能な限り速やかに処理する。

2 各締約国は、要請があつた場合には、第九・二条（適用範囲）の規定の対象となる他の締約国の自然人から出入国管理に関する文書の不備のない申請を受領した後合理的な期間内に、次の事項を申請者に通知する。

(a) 申請の受領

(b) 申請に関する決定（当該申請を承認する場合には、滞在の期間その他の条件を含む。）

3 各締約国は、要請があつた場合には、第九・二条（適用範囲）の規定の対象となる他の締約国の自然人から出入国管理に関する文書の不備のない申請を受領した後合理的な期間内に、当該申請の処理状況を申請者に通知するよう努める。

4 各締約国は、自国の法令が許容する範囲内で、申請が真正であることについて書面による提出と同等の

条件の下で、電子的様式による出入国管理に関する文書の申請を受理するよう努める。

5 各締約国は、適当な場合には、自国の法令が許容する範囲内で、自国の法令に基づいて認証された文書の写しを原本に代えて受理する。

第九・七条 透明性

1 各締約国は、次のことを行う。

(a) 全ての関連する出入国管理に関する文書に係る説明資料であつて、この章の規定の運用に関連し、又は影響を及ぼすものを公表し、又は公に利用可能なものとする。

(b) この章の規定に基づく一時的な入国のための要件（他の締約国の自然人が当該要件を知ることができ、説明資料並びに関連する様式及び文書を含む。）を公表し、又は自国の領域において及び他の締約国にとって公に利用可能なものとする。

(c) 他の締約国の自然人の一時的な入国に影響を及ぼす出入国管理に関する措置を修正し、又は改正する場合には、(b)の規定に従って公表し、又は公に利用可能なものとした情報が可能な限り速やかに更新されることを確保すること。

(d) 自然人の一時的な入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす自国の法令に関し、利害関係を有する者からの照会に回答するための仕組みを維持すること。

2 各締約国は、実行可能な限り、1に定める情報を英語により公表するよう努める。

第九・八条 協力

締約国は、他の締約国の自然人の一時的な入国及び一時的な滞在を一層円滑にするため、相互に合意する協力の分野について討議することができるとし、当該協力の分野については、締約国が交渉の過程において提案する分野その他締約国が特定する分野を考慮する。

第九・九条 紛争解決

1 締約国は、この章の規定の実施から生ずる意見の相違を協議によって解決するよう努める。

2 いずれの締約国も、一時的な入国の拒否について、第十九章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならない。ただし、次の(a)及び(b)の要件が満たされる場合は、この限りでない。

(a) 一時的な入国が拒否された事案に一定の類型があること。

(b) 影響を受けた自然人がその特定の事案について全ての利用可能な行政上の救済措置を尽くしたこと。

3 2 (b)の規定の適用上、行政上の救済措置は、他の締約国によるその事案に関する最終的な決定が当該救

済措置のための手続（審査又は上訴のためのあらゆる手続を含む。）が開始された日の後合理的な期間内
に行われず、かつ、当該決定が行われないことが関係する自然人に起因する遅延によるものでない場合に
は、尽くされたものとみなす。